

I P通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2023年4月26日時点

～2023年4月25日

2023年4月26日～

▲ I P通信網サービス契約約款 共通編 (平成11年経企第35号)

実施 平成11年7月1日

附 則 (平成30年3月26日 N S才第00323192号)

1 (略)

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第3種オープンコンピュータ通信網サービス、第5種オープンコンピュータ通信網サービス又は第8種オープンコンピュータ通信網サービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

ただし、次に掲げるものについては、この限りではありません。

ア 第3種オープンコンピュータ通信網サービス又は第5種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能のうち、大量通信制御機能のタイプ0

イ 第3種オープンコンピュータ通信網サービスのうち、STM方式のもの

3～7 (略)

▲ I P通信網サービス契約約款 共通編 (平成11年経企第35号)

実施 平成11年7月1日

附 則 (平成30年3月26日 N S才第00323192号)

1 (略)

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第3種オープンコンピュータ通信網サービス、第5種オープンコンピュータ通信網サービス又は第8種オープンコンピュータ通信網サービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

ただし、次に掲げるものについては、この限りではありません。

ア 第3種オープンコンピュータ通信網サービス又は第5種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能のうち、大量通信制御機能

イ 第3種オープンコンピュータ通信網サービスのうち、STM方式のもの

3～7 (略)

附 則 (令和5年4月21日 C N S 1 才第000400000181-01号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年4月26日から実施します。

(経過措置)

2 N S才第00323192号 (平成30年3月26日) の附則の2のアの規定をこの改正規定実施の日をもって次のとおり変更します。

ア 第3種オープンコンピュータ通信網サービス又は第5種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能のうち、大量通信制御機能

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前の通りとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。